

国立民族学博物館ストレスチェック制度実施規程

平成28年3月8日

規則第 4 号

(規程の目的等)

第1条 この規程は、労働基準法、労働安全衛生法等関連法令（以下「法令」という。）、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則第38条及び国立民族学博物館（以下「本館」という。）安全衛生管理規則に基づき、厚生労働省「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に従って、『本館に勤務する職員の心理的な負担の程度（以下「ストレス」という。）を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）及びその結果に基づく面接指導の実施』（以下「ストレスチェック制度」という。）に関する事項を明確にし、本館に勤務する職員のストレスの程度を把握し、また、職員自身にストレスの状況についての気付きを促し、職員の心の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

2 ストレスチェック制度の実施方法等については、この規程に定めるほか、労働安全衛生法その他の法令の定めによる。

3 この規程を変更する場合は、安全衛生委員会における調査審議を経て行う。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる本館職員（以下「職員」という。）に適用する

- 一 常勤職員（研究教育職員、事務職員）
- 二 非常勤職員（週30時間勤務以上の者に限る）

2 ストレスチェック実施期間の全期間において、出張等の業務上の都合および休職中によりストレスチェックを受けることができなかった職員、及び提出期間内に提出できなかった職員については、ストレスチェック制度の対象外とする。

(制度の趣旨)

第3条 ストレスチェックは、以下の主旨により実施する。

1 ストレスチェック制度は、職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的とする。

2 全ての職員がストレスチェックを受けることが望ましい。

3 ストレスチェック制度では、ストレスチェックの個人結果（以下「ストレスチェック結果」という。）は直接本人に通知され、本人の同意なく本館がストレスチェック結果を入手することはない。

4 本人が面接指導を申し出た場合や、ストレスチェック結果の本館への提供に同意した場合に、本館が入手したストレスチェック結果は、本人の健康管理の目的のために使用し、それ以外の目的に利用することはない。

(実施体制)

第4条 ストレスチェックの実施者（以下「実施者」という。）を本館安全衛生管理規則第9条に定める産業医とし、ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の通知、面接指導、職場環境改善のためのアドバイス等を行う。

2 ストレスチェック制度担当者（以下「制度担当者」という。）を安全衛生委員会委員長（本館安全衛生管理規則第6条に定める総括安全衛生管理者）とし、実施者と協力して、ストレスチェックを含めた心の健康づくり活動を推進する。

3 制度担当者の指示のもと、ストレスチェックの実施事務従事者として、管理部総務課人事係長が実施者、衛生管理者と連携して、ストレスチェック制度に関する通知、調査票の配付、回収等の各種実施事務に従事する。

(実施時期)

第5条 ストレスチェックは、毎年、原則5月に実施する。

(受検)

第6条 職員は、特別な事情がない限り本館が設定した期間中にストレスチェックを受けるように努めなければならない。

(実施方法)

第7条 ストレスチェックは、厚生労働省の推奨する職業性ストレス簡易調査票（以下「調査票」という。）を用いて、実施する。

2 ストレスチェック結果の評価は、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に示されている素点換算表を用いて行う。

3 制度担当者は、できる限り全ての職員がストレスチェックを受けるように、実施事務従事者を通じて、調査票の提出を勧奨することができる。

4 ストレスチェック結果について、実施事務従事者が実施者名で、ストレスの程度、面接指導の対象者か否か、面接指導の申出窓口及び申出方法を明らかにしたうえで、調査票を提出した職員に通知する。

(ストレスチェックを受ける時間の取扱い)

第8条 ストレスチェックを受けるために要する時間は、勤務時間として取り扱う。

2 職員は、勤務時間中にストレスチェックを受けるものとし、管理者は、職員が勤務時間中にストレスチェックを受けることができるように配慮しなければならない。

(面接指導)

第9条 本館は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定され医師の面接指導を受ける必要があると実施者が認めた職員から申出があったときは、概ね1ヶ月以内に、産業医の面接指導を行う。

2 医師の面接指導を受ける必要があると判定された職員には、ストレスチェック結果の通知の際に、面接指導の対象者であることを伝え、面接指導を受けるように勧奨する。

3 面接指導を行うにあたっては、産業医は次に掲げる事項について確認する。

(1) 当該職員の勤務の状況

(2) 当該職員の心理的な負担の状況

(3) (2)のほか、当該職員の心身の状況

4 本館は、適切な面接指導が行われるよう、あらかじめ、産業医に対して当該職員に関する労働時間、労働密度、勤務態様並びに勤務負荷の状況等の勤務の状況並びに職場環境等に関する情報を提供するものとする。

5 面接指導を申し出た職員のストレスチェック結果は、申し出時の書面により同意があったものとして、実施者から本館に提供される。

6 本館は、ストレスチェック結果により面接指導が必要とされた職員に対して、申し出の強要を行ってはならない。

(面接指導実施後の措置)

第10条 本館は、産業医の面接指導実施後概ね1か月以内に、面接指導結果報告書及び意見書により、職場環境の改善等に関する意見を聴くものとする。

2 面接指導の結果に基づく就業上の措置を決定する場合には、職員に対する不利益な取扱いにつながらないように留意しなければならない。

(面接指導を受ける時間の取扱い)

第11条 面接指導を受けるために必要な時間は、勤務時間として取り扱う。

(集団ごとの集計・分析)

第12条 ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析は、原則として所属ごとの単位で行う。ただし、ストレスチェックの提出が10人未満の所属については、同じ部門に属する他の所属と合算して集計・分析を行う場合がある。

2 集団ごとの集計・分析はマニュアルに示されている仕事のストレス判定図を用いて行う。

3 本館は、集団ごとの集計・分析結果を勘案し、当該集団の職員の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講じなければならない。

(結果の記録と保存)

第13条 実施者は、ストレスチェック結果の本館への提供について、職員から同意を得ている者の記録を、本館に提供し、実施事務従事者を通じて保存させる。

2 第10条により面接指導を実施した場合は、実施者は面接指導の結果に基づき、以下の内容を記載した記録を作成して本館に報告し、実施事務従事者を通じて保存させる。

- (1) 面接指導の実施年月日
- (2) 当該職員の氏名
- (3) 面接指導を行った医師の氏名
- (4) 当該職員の勤務の状況
- (5) 当該職員の心理的な負担及び心身の状況
- (6) 当該職員の健康を保持するために必要な措置についての医師の意見

3 前条および前2項の保存期間は5年とする。

4 前条および第1項、第2項の記録については、実施事務従事者が鍵付きキャビネットに保存し、鍵は総務課金庫に保管する。また、実施事務従事者は、保管されているこれらの資料が閲覧されることがないように、責任をもって鍵の管理をしなければならない。

(情報の取扱い)

第14条 実施事務従事者は、その実施に関して知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

2 職員のストレスチェック受検の有無及び面接指導の申し出があった者の受検結果、必要最小限の面接指導結果、集団ごとの集計・分析結果については、実施者、実施事務従事者及び管理監督者のみに開示可能とする。

3 面接指導結果及び集団ごとの集計・分析結果については、管理監督者以外は、原則、開示しないが、職場環境改善を実施する際、情報共有が必要と考えられる場合のみ、当該部署の所属長に限定して、必要最小限の範囲で開示可能とする。

4 集団ごとの集計・分析結果とその結果に基づいて実施した措置の内容は、安全衛生委員会に報告する。

(情報開示等)

第15条 ストレスチェック制度に関して情報の開示や苦情の申し立てに関する処理窓口は実施事務従事者とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第16条 本館はストレスチェックの実施に伴い、以下の職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- (1) ストレスチェックを受けない職員
- (2) 面接指導の要件を満たしているにもかかわらず、面接指導の申出を行わない職員
- (3) 面接指導の申出を行った職員

2 本人の同意を得て本館に提供されたストレスチェック結果に基づき、ストレスチェック結果を理由として、職員に不利益な取扱いを行ってはならない。

3 就業上の措置を行うにあたっては、産業医の意見聴取を行い、措置内容を判断する。

(報告)

第17条 ストレスチェックの実施結果については、実施年度の末日までに、労働基準監督署に報告書を提出する。

(庶務)

第18条 制度の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成28年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月25日から施行する。